

優先取組物質に係る対策の概要について

1. 有害大気汚染物質に係るリストの選定について

平成8年10月の「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第二次答申)」において、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(234物質)及び優先取組物質(22物質)を選定。(参考資料2)

2. 地方公共団体等による大気環境モニタリングの実施

優先取組物質に関する大気環境モニタリングについては、平成9年度より地方公共団体及び国において実施されているところであり、現在は優先取組物質のうち測定が可能な19物質について測定し、国において毎年の調査結果を取りまとめ公表している。

3. 環境基準及び指針値の設定

環境基本法第16条の規定に基づく大気環境基準の制定

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン(平成9年2月)

ジクロロメタン(平成13年4月)

大気汚染防止法附則第9項の規定に基づく指定物質抑制基準の制定(平成9年2月)

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

指針値の策定

アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物(平成15年7月)

クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン(平成18年11月)

4. 事業者による自主管理計画等の取組

第一期(平成9~11年度)

対象物質:12物質 策定業界団体:77団体 削減率:約41%(当初目標約30%)

第二期(平成13~15年度)

対象物質:12物質 策定業界団体:75団体 削減率:約57%(当初目標約40%)

(地域自主管理計画)

対象物質:ベンゼン 対象地域:5地域 削減率:約86%(当初目標約86%)

今後の基本的な方向性

業界単位等での削減取組から、個別事業者のそれぞれの責任のもとでの自主的な排出抑制や、地方公共団体と事業者との連携による地域主体の自主的な取組へ移行。

5. PRTRデータ及びモニタリングデータに基づくチェック・アンド・レビュー

全国的な大気環境濃度及び排出量の推移に関するチェック・アンド・レビュー

経年的に環境基準等を超過している地域等に関する対策状況のフォローアップ

化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTRデータの活用による発生源に着目した効果的効率的なモニタリングの推進